

第 15 回総会議事録

(令和 3 年 9 月 27 日開催)

横浜市中央農業委員会

横浜市中央農業委員会第15回総会 議事録	
日 時	令和3年9月27日(月) 14時～15時20分
開催場所	都筑区総合庁舎 6階会議室
出席者の状況	総委員数 19名 出席委員数 19名 欠席委員数 0名 ※別添出欠状況表のとおり
開催形態	公開(傍聴者 0人)
議 題	<p>1 議案</p> <p>第1号議案 農地法第3条の規定に基づく許可申請に対する処分決定について</p> <p>第2号議案 農地法第4条の規定に基づく許可申請に対する意見決定について</p> <p>第3号議案 農地法第5条の規定に基づく許可申請に対する意見決定について</p> <p>第4号議案 農地法の適用を受けない土地に係る非農地証明について</p> <p>第5号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明について</p> <p>第6号議案 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について</p> <p>第7号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について</p> <p>2 報告事項</p> <p>第1号 農地法第3条の3の規定による届出について</p> <p>第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出に対する受理について</p> <p>第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出に対する受理について</p> <p>第4号 相続税の納税猶予に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について</p> <p>第5号 農業委員会が発行した8月分扱い諸証明の確認について</p> <p>第6号 農業経営改善計画の認定について</p> <p>第7号 令和3年度生産緑地地区指定の都市計画変更案について</p>
審議結果	<p>第1号議案</p> <p>15番 許可</p> <p>16番 許可</p> <p>第2号議案</p> <p>12番 許可相当</p> <p>13番 許可相当</p> <p>14番 許可相当</p> <p>第3号議案</p> <p>10番 許可相当</p> <p>第4号議案</p>

	<p>23番 証明交付 24番 証明交付 25番 証明交付</p> <p>第5号議案 11番 証明交付 12番 証明交付</p> <p>第6号議案 18番 利用確認 19番 利用確認 20番 利用確認 21番 利用確認 22番 利用確認 23番 利用確認 24番 利用確認 25番 利用確認 26番 利用確認 27番 利用確認 28番 利用確認</p> <p>第7号議案 6番 証明交付</p>
議 事	
事務局	(開会 14時00分) 事務局より出席状況(出席委員19名、欠席委員0名)を報告し、法第27条第3項の規定により総会成立要件を満たしていることを報告。
議長	横浜市中央農業委員会会議規則第4条の規定により、角田 昇会長が議長となる。 それでは、ただ今から第15回総会を開催いたします。
	本日の議事録署名人は、議席番号10番 大澤 博委員、11番 岡部 弘委員にお願いいたします。
	それでは第1号議案「農地法第3条の規定に基づく許可申請に対する処分決定について」審議します。15番、16番について、事務局から説明して下さい。
事務局	譲受人は都筑区折本町や緑区小山町で約94a 営農されており、主に植木畑を営農されています。このたび譲受人は農業拡大をするため、申請地3筆、合計約15aの購入を希望されました。

	<p>譲受人の世帯としての営農農地は、この手続きを経ると約109aで、都筑区の下限面積30aを超えています。譲受人の営農農地は植木畑・露地野菜畑等として全て良好に耕作されています。</p> <p>通作距離、常時従事者数、周辺との調和要件の点でも、農地法第3条第二項の各号に該当せず、許可要件を満たすと考えます。御審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議長	<p>15番、16番について地区担当は私ですが、事務局の説明のとおり問題はありません。</p> <p>他の委員の意見、質問等がありますか。</p> <p>無いようですので、15番、16番については許可することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
全委員	(挙手)
議長	<p>賛成多数と認め、第1号議案15番、16番は許可とします。</p> <p>続いて、第2号議案「農地法第4条の規定に基づく許可申請に対する意見決定について」審議します。12番について事務局から説明してください。</p>
事務局	<p>申請者は高齢のため申請地の耕作が困難となり、土地の有効活用を検討していたところ、土木工事業等を営む法人から残土置場として利用したいとの申し入れがあったため転用するものです。</p> <p>借受法人は造成工事等を営む法人です。現在、旭区下川井町に資材置場を借りていますが、大規模造成工事が減ったため、発生残土等をその都度購入、廃棄しなければならず、非常に効率が悪いため、一時仮置場を探していました。申請地は本社及び既存の資材置場から約10分の距離でアクセスも良く必要面積を確保できます。</p> <p>立地基準は第3種農地です。500m以内に今宿南小学校と今宿中沢公園があり、前面道路に上下水管が埋設されています。敷地内は転圧し、雨水は自然浸透とします。西側道路との間にあるガードレールを一部撤去し、鉄板敷きのスロープを設置し出入口とします。北側及び南側は水路に囲まれており、水路近くの法面は現状のままとします。東側農地との境界にはコンクリートブロック3段を設置します。所有農地に違反転用はありません。ガードレールの一部撤去及び本計画について旭土木事務所と調整済みです。</p> <p>現地は、9月2日に地区担当の新川委員にご確認いただきました。</p> <p>以上、許可相当として市へ進達したいと考えております。</p> <p>御審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議長	12番について、地区担当の新川推進委員の意見はいかがですか。
新川委員	現地を確認しましたが、事務局の説明のとおり問題ありません。

議長	<p>12 番について、他の委員の意見、質問等がありますか。</p> <p>他の委員の意見が無いようですので、12 番については許可相当として決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
全委員	(挙手)
議長	<p>賛成多数と認め、第2号議案 12 番については許可相当とし市に進達します。</p> <p>続いて、13 番について事務局から説明してください。</p>
事務局	<p>申請人は高齢で農地管理が難しくなっており、土地の有効利用を考えていたところ、隣地を資材置場及び作業所として使用している法人から駐車場として利用したいと申し入れがあり転用申請するものです。借受法人は、鉄屑・非鉄金属屑売買業を港北区新吉田町で営む法人です。現在、事業用車両2台を隣地に停めておりますが、作業時にはスペースの関係で車両を移動させる必要があり路上駐車になってしまっております。また、別の土地に事業用車両2台と乗用車3台を分散して停めておりますが、一体で7台の車両を停めることのできる駐車場を探しておりました。</p> <p>立地基準は第3種農地で、500m以内に宮ノ原第一公園、新田小学校があり、前面道路に上下水管があります。</p> <p>被害防除については、雨水は砕石敷きによる自然浸透とします。北西・南西側境界は、H鋼と鋼板を新設し、北東・南東側境界は既存鋼板を利用し、入口から 11mは単管パイプを新設します。</p> <p>申請地については、地区担当委員であります加藤委員に8月 16 日にご確認いただいております。以上、計画・被害防除も適切に行われることから許可相当として市に進達したいと考えておりますのでご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	13 番について、地区担当の加藤委員の意見はいかがですか。
加藤委員	現地を確認しましたが、事務局の説明のとおり問題ありません。
議長	<p>13 番について、他の委員の意見、質問等がありますか。</p> <p>他の委員の意見が無いようですので、13 番について許可相当として決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
全委員	(挙手)
議長	<p>賛成多数と認め、第2号議案 13 番については許可相当とし市に進達します。</p> <p>続いて、14 番について事務局から説明してください。</p>

事務局	<p>申請者の現在の住宅は県の遊水地計画に伴い収用されるため申請地に自己住宅を建てるために転用するものです。申請者の所有地は他にもありますが、所有している宅地はすべて賃貸中であり、農地も申請地以外は利用権設定で貸付中のものと購入したばかりのものであるため、転用できる土地は申請地以外にはありません。立地基準は第3種農地です。前面道路に上下水道があり、500m以内に公園が2つあります。雨水は建屋用雨水桝に設置するトレンチで自然浸透させるとともに、敷地内芝生部分、砂利敷き部分も自然浸透させ、コンクリート舗装部分は勾配をつけて前面道路側溝へ排水します。北・東側の農地との境及び西側にある宅地との境にはコンクリートブロック3段積みの上にアルミ製フェンスを設置します。南側はコンクリート舗装部分以外は外構で囲います。所有農地に違反転用はありません。他法令の手続きですが、開発許可申請について建築局調整区域課で受付済みです。</p> <p>現地は、9月16日に地区担当の小島委員に確認いただきました。</p> <p>以上、許可相当として市へ進達したいと考えております。御審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議長	<p>14 番について、地区担当の小島委員の意見はいかがですか。</p>
小島委員	<p>現地を確認しましたが、事務局の説明のとおり問題ありません。</p>
議長	<p>14 番について、他の委員の意見はありますか。</p> <p>他の委員の意見が無いようですので、14 番については許可相当として決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
全委員	<p>(挙手)</p>
議長	<p>賛成多数と認め、第2号議案 14 番については許可相当とし市に進達します。</p> <p>続いて、第3号議案「農地法第5条の規定に基づく許可申請に対する意見決定について」審議します。10 番について事務局から説明してください。</p>
事務局	<p>譲受人は、申請地の隣である旭区矢指町に本社のある建設解体業を営む法人で、神奈川県内及び東京都を中心に受注を行っております。近年では業績も拡大していく中で、本社営業所内で駐車場・資材置場が混在しているため、危険が生じています。また今後資材の量が増加した際に対応することができないことから車両を置くことのできる場所を探していたところ適地が見つかったため転用をするものです。</p> <p>本申請地は、現在の事務所と地隣接しており、保土ヶ谷バイパスなどの幹線道路と近いので取引先へもアクセス可能となるため選定されました。立地基準は、300m以内に高速自動車国道等の出入口があるため第3種農地です。敷地の北西側、北東側は高さ0.5mの鋼板を設置します。また、南側は盗難防止のため高さ2.5～3mの鋼板を設置します。自己所有地との境界は既存のフェンス・鋼板を活かします。</p>

	<p>敷地内は転圧し砂利敷きとし、雨水は自然浸透させます。所有農地に違反はありません。当該地は宅地造成規制区域ですが、建築局に確認したところ申請・協議は不要との回答を得ております。また、当該地は風致地区ですが木の伐根については既に許可を得ております。形質の変更についても建築局に申請を行っており受付されていることを確認しています。9月16日に地区担当委員の小川名委員と現地立会いを行いました。</p> <p>以上、「計画・被害防除」も適切に行われることから、許可相当として進達いたしたいと考えておりますので、御審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議長	10 番について、地区担当の小川名委員の意見はいかがですか。
小川名委員	現地を確認しましたが、事務局の説明のとおり問題ありません。
議長	<p>10 番について、他の委員の意見はありますか。</p> <p>他の委員の意見が無いようですので、10 番については許可相当として決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
全委員	(挙手)
議長	<p>賛成多数と認め、第3号議案 10 番については許可相当とし市に進達します。</p> <p>続いて、第4号議案「農地法の適用を受けない土地に係る非農地証明について」審議します。23 番から 25 番について事務局から説明してください。</p>
事務局	<p>23 番について、立地基準は第3種農地です。14 年間建物敷地として使用されていることを航空写真で確認しました。</p> <p>24 番について、立地基準は第3種農地です。10 年間建物敷地として使用されていることを土地課税台帳登録事項証明で確認しました。</p> <p>25 番について、立地基準は第3種農地です。10 年間駐車場として使用されていることを土地課税台帳登録事項証明で確認しました。</p>
議長	<p>23 番から 25 番について、他の委員の意見、質問等がありますか。</p> <p>無いようですので、23 番から 25 番について承認し証明交付することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
全委員	(挙手)
議長	<p>賛成多数のため、23 番から 25 番については証明交付とします。</p> <p>続いて、第5号議案「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」審議します。11 番について、事務局から説明してください。</p>

事務局	<p>申請地は全て露地野菜畑です。9月17日に相続人、角田委員、事務局で立会いを行い、農地として良好に管理されていることを確認しました。今後も引き続き農業を営むとのこと。なお、特例適用の除外施設について、折本町1355-1地内の南東部にある電柱3本、計3.80㎡が申請面積から除外されています。</p> <p>以上のことから、「相続税の納税猶予に関する適格者証明書」の交付につきまして、妥当であると考えておりますので、ご審議をよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>11番について地区担当は私ですが、事務局の説明のとおり問題はありません。他の委員の意見、質問等がありますか。</p> <p>無いようですので、11番について証明交付することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
全委員	<p>(挙手)</p>
議長	<p>賛成多数と認め、11番については証明交付とします。</p> <p>続いて12番について、事務局から説明してください。</p>
事務局	<p>こちらの案件につきましては、令和2年12月4日に被相続人がお亡くなりになり、当該地を相続するにあたって納税猶予を受けたいとの意向から申請されたものです。申請地は全て調整区域の農地です。相続人は、露地野菜を耕作しております。申請地の状況については、地区担当の金子委員に現地確認を行っていただいております。倉庫と電柱等合わせて209㎡を除外しております。現地調査の結果、農地は良好に管理、耕作されていることを確認しております。</p> <p>以上のことから、「相続税の納税猶予に関する適格者証明書」の交付につきまして、妥当であると考えております。御審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>12番について、地区担当の金子委員の意見はいかがですか。</p>
金子委員	<p>大変よく耕作をされている方です。息子さんも就農されています。問題ありません。</p>
議長	<p>12番について他の委員の意見、質問等がありますか。</p> <p>無いようですので、12番について証明交付することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
全委員	<p>(挙手)</p>
議長	<p>賛成多数と認め、12番については証明交付とします。</p> <p>続いて、第6号議案「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について」審議します。18番について事務局から説明してください。</p>

事務局	<p>こちらの案件につきましては、8月30日に地区担当委員の加藤委員と対象者と現地立会いを行いました。</p> <p>現地調査の結果、対象農地は、果樹畑及びたけのこ畑として適正に管理されていることを確認しております。</p> <p>以上のことから、神奈川県税務署への利用状況の確認につきまして、適正に管理されている旨を報告したいと考えておりますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。</p> <p>18番について、地区担当の加藤委員の意見はいかがですか。</p>
議長	18番について、地区担当の加藤委員の意見はいかがですか。
加藤委員	事務局の説明のとおり、問題ありません。
議長	<p>18番について、他の委員の意見、質問等がありますか。</p> <p>無いようですので、18番について適正に利用されているとすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。</p>
全委員	(挙手)
議長	<p>賛成多数と認め、18番について適正に利用されていることを神奈川県税務署に報告します。</p> <p>続いて、19番について事務局から説明してください。</p>
事務局	<p>こちらの案件につきましては、8月30日に地区担当委員の加藤委員と対象者家族と現地立会いを行いました。</p> <p>現地調査の結果、対象の農地は露地野菜畑として適正に管理されていることを確認しております。</p> <p>以上のことから、神奈川県税務署への利用状況の確認につきまして、適正に管理されている旨を報告したいと考えておりますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議長	19番について、地区担当の加藤委員の意見はいかがですか。
加藤委員	事務局の説明のとおり、問題ありません。
議長	<p>19番について、他の委員の意見、質問等がありますか。</p> <p>無いようですので、19番について適正に利用されているとすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。</p>
全委員	(挙手)

議長	賛成多数と認め、19番について適正に利用されていることを神奈川税務署に報告します。 続いて、20番について事務局から説明してください。
事務局	こちらの案件につきましては、8月30日に地区担当委員の北見委員と対象者家族と現地立会いを行いました。 現地調査の結果、対象の農地は露地野菜畑として適正に管理されていることを確認しております。 以上のことから、神奈川税務署への利用状況の確認につきまして、適正に管理されている旨を報告したいと考えておりますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。
議長	20番について、地区担当の北見推進委員の意見はいかがですか。
北見委員	事務局の説明のとおり、きちんと耕作されており問題ありません。
議長	20番について、他の委員の意見、質問等がありますか。 無いようですので、20番について適正に利用されているとすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。
全委員	(挙手)
議長	賛成多数と認め、20番について適正に利用されていることを神奈川税務署に報告します。 続いて、21番について事務局から説明してください。
事務局	こちらの案件につきましては、8月2日に相続人、角田委員、事務局で立会いを行いました。 現地調査の結果、主に植木畑として全ての農地が適正に管理されていることを確認しております。 以上のことから、緑税務署へ利用状況の確認につきまして、報告したいと考えておりますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。
議長	21番について地区担当は私ですが、全て綺麗に耕作されており問題はありません。 他の委員の意見、質問等がありますか。 無いようですので、21番について証明交付することに賛成の方は挙手をお願いいたします。
全委員	(挙手)
議長	賛成多数と認め、21番について適正に利用されていることを緑税務署に報告します。

	<p>続いて、22番について事務局から説明してください。</p>
事務局	<p>こちらの案件につきましては8月31日に事務局と白井委員と申請者とで現地立会を行いました。</p> <p>現地調査の結果、露地野菜畑及び田として全ての農地が適正に管理されていることを確認しております。</p> <p>以上のことから、保土ヶ谷税務署へ利用状況の確認につきまして、報告したいと考えておりますので、ご審議のほどよろしくお願いたします。</p>
議長	<p>22番について、地区担当の白井委員の意見はいかがですか。</p>
白井委員	<p>事務局の説明のとおり、問題ありません。</p>
議長	<p>22番について、他の委員の意見、質問等がありますか。</p> <p>無いようですので、22番について適正に利用されているとすることに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
全委員	<p>(挙手)</p>
議長	<p>賛成多数と認め、22番について適正に利用されていることを保土ヶ谷税務署に報告します。</p> <p>続いて、23番について事務局から説明してください。</p>
事務局	<p>こちらの案件につきましては、9月6日に地区担当農業委員の坂田委員と相続人とで現地立会を行いました。現地調査の結果、農地は良好に管理されていることを確認しております。今後も引き続き農業経営を営むとのこと。</p> <p>以上から、「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況」について、問題ない旨緑税務署に報告したいと考えておりますので、御審議のほどよろしくお願いたします。</p>
議長	<p>23番について、地区担当の坂田委員の意見はいかがですか。</p>
坂田委員	<p>事務局の説明のとおり、問題ありません。</p>
議長	<p>23番について、他の委員の意見、質問等がありますか。</p> <p>無いようですので、23番について適正に利用されているとすることに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
全委員	<p>(挙手)</p>

議長	賛成多数と認め、23番について適正に利用されていることを緑税務署に報告します。 続いて、24番、25番について、併せて事務局から説明してください。
事務局	こちらの案件につきましては、9月6日に地区担当委員の坂田委員と相続人で立会いを行いました。現地調査の結果、露地野菜畑及び果樹畑として適正に管理されていることを確認しました。 以上から、緑税務署へ利用状況の確認につきまして、適正に管理されていることを報告したいと考えています。ご審議のほどよろしく願いいたします。
議長	24番、25番について、地区担当の坂田委員の意見はいかがですか。
坂田委員	事務局の説明のとおりで、特に問題ないと思います。
議長	24番、25番について、他の委員の意見、質問等がありますか。 無いようですので、24番、25番について、適正に利用されているとすることに賛成の方は挙手をお願いします。
全委員	(挙手)
議長	賛成多数と認め、24番、25番について適正に利用されていることを緑税務署に報告します。 続いて、26番について、事務局から説明してください。
事務局	こちらの案件につきましては9月9日に角田委員と対象者と現地立会を行いました。現地調査の結果、対象農地は主に露地野菜畑として管理されていることを確認しております。 以上のことから、緑税務署へ利用状況の確認について報告したいと考えております。ご審議のほどよろしく願いいたします。
議長	26番について担当は私ですが、事務局の説明のとおり問題はありません。 他の委員の意見はありますか。 無いようですので、26番について証明交付することに賛成の方は挙手をお願いします。
全委員	(挙手)
議長	賛成多数と認め、26番について適正に利用されていることを緑税務署に報告します。 続いて、27番、28番について事務局から説明してください。

事務局	<p>こちらの2つの議案は関連案件です。対象者は、被相続人の娘、孫(養子)の関係です。</p> <p>こちらの案件につきましては、9月9日午前中に地区担当委員の角田委員と対象者と現地立会いを行いました。</p> <p>現地調査の結果、対象の農地は露地野菜畑として適正に管理されていることを確認しております。</p> <p>以上のことから、緑税務署への利用状況の確認につきまして、適正に管理されている旨を報告したいと考えておりますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議長	<p>27番、28番について地区担当は私ですが、全ての畑は大変綺麗に耕作されており問題ありません。</p> <p>他の委員の意見、質問等がありますか。</p> <p>無いようですので、27番、28番について適正に利用されているとすることに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
全委員	(挙手)
議長	<p>賛成多数と認め、27番、28番は適正に利用されていることを緑税務署に報告します。</p> <p>続いて、第7号議案「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について」審議します。6番について、事務局から説明してください。</p>
事務局	<p>令和2年11月16日に所有者が死亡しています。今後の農業の継続が困難となったため、市に対しての買取申出を行うべく、主たる従事者証明の発行を願い出たものです。</p> <p>この件は所有者が死亡のため、「生産緑地の買取申出に伴う農業の主たる従事者証明の事務処理要項」第2条第1項の「農業経営に欠くことのできない者、所有権を有するもの」に合致しています。</p>
議長	6番について、地区担当の大矢推進委員の意見はいかがですか。
大矢委員	大変一生懸命耕作されていた方です。問題ありません。
議長	<p>6番について、他の委員の意見、質問等がありますか。</p> <p>無いようですので、6番については証明発行することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
全委員	(挙手)
議長	<p>賛成多数と認め、6番について証明交付と決定します。</p> <p>以上で議事については終了しましたので、報告事項第1号から第7号について、野路委員</p>

	<p>お願いします。</p>
野路委員	<p>報告事項第1号から第7号について、事務局から説明をしてください。</p>
事務局	<p>報告事項第1号から第7号まで一括で報告。</p>
議長	<p>ただいまの報告につきまして、意見、質問等がありますか。 無いようですので、報告事項第1号から第7号までを了承とします。 これをもちまして第15回総会を終了します。</p>
	<p>(閉会 15時20分)</p>

会長は議事録を作成し、議長は署名人とともに署名する。

令和3年 月 日

議長

署名人

署名人

令和3年9月27日開催 第15回総会出欠状況

【農業委員】

番号	氏名	役職名	出欠状況	備考
1	角田 昇	会長	出席	議長
2	野路 幸子	会長職務代理者	出席	
3	金子 利一		出席	
4	坂田 清一		出席	
5	加藤 保		出席	
6	栗原 智		出席	
7	守谷 弘	連合会監事	出席	
8	大立 尚登	連合会理事	出席	
9	阿部 敏		出席	
10	大澤 博		出席	議事録署名人
11	岡部 弘		出席	議事録署名人
12	河原 俊一	連合会理事	出席	
13	大塚 喜彦		出席	
14	関戸 裕一		出席	
15	平本 武夫		出席	
16	小池 誠一郎		出席	
17	小川名 重典	連合会理事	出席	
18	白井 秀幸		出席	
19	小島 重信		出席	

【農地利用最適化推進委員】

番号	氏名	役職名	出欠状況	備考
1	荻野 清		出席	
2	北見 喜重		出席	
3	栗原 茂		出席	
4	小山 正博	連合会理事	出席	
5	齋藤 公		出席	
6	鈴木 輝雄	連合会理事	出席	
7	永島 善範		出席	
8	根本 栄治		出席	
9	吉野 幸弘		出席	
10	飯田 清		出席	
11	内田 英一		出席	
12	大矢 勝		出席	
13	小原 甲史		欠席	
14	齋藤 春美		出席	
15	佐藤 孝春		出席	
16	新川 和生		出席	
17	森田 喜八郎		欠席	
18	吉濱 勝	連合会理事	出席	

その他会議に出席した関係者の氏名：なし